

消 食 基 第 120 号
令和 7 年 2 月 14 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

消費者庁食品衛生基準審査課長
(公 印 省 略)

既存添加物「キナ抽出物」の使用実態調査について（周知依頼）

既存添加物「キナ抽出物」については、平成 8 年度厚生科学研究報告書「既存天然添加物の安全性評価に関する調査研究」（主任研究者 林裕造）において「基原、製法、本質からみて、現段階において安全性の検討を早急に行う必要はないもの」に分類されていました。

今般、食品添加物安全性評価検討会（座長：平林容子 国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター長）において調査により得られた安全性の情報を検討し評価された結果が、食品衛生基準審議会添加物部会（令和 6 年 11 月 28 日開催）にて報告されました。当該評価結果では、食品添加物としての使用に関しては安全性に懸念がないとされたものの、キナ抽出物の主成分のひとつであるキニーネについては、生殖発生に関する懸念を示唆する情報も得られていることが報告されました。そのため、キナ抽出物を使用されている製品を介したキニーネの摂取実態を把握するため、現在のキナ抽出物の使用実態について調査を行うことといたします。

つきましては、貴管内の既存添加物「キナ抽出物」又はこれを含む製剤若しくは食品（以下「既存添加物等」という。）を販売等する営業者に対し、別記の実施要領の写しを送付等いただき、キナ抽出物を使用した食品について販売等がなされている場合には、別添により使用方法等について申出がなされるよう、周知方よろしくお願いいたします。

本件に関しては、消費者庁のホームページ[※]及び検疫所での掲示等による周知を図っているほか、公益財団法人日本食品衛生協会、一般財団法人食品産業センター、公益財団法人日本輸入食品安全推進協会、公益財団法人日本健康・栄養食品協会、一般社団法人日本食品添加物協会に対して、所属会員等の関係者への周

知を依頼しているところですが、これらの団体に所属していない事業者が既存添加物等を販売等している事例も多くあることから、このような事業者に対しても周知がなされるよう十分な配慮をお願いいたします。

なお、「キノ抽出物」が食品の添加物として使用されるものでない場合は、原則、申出の対象とはなりません。

※ 消費者庁・食品衛生基準審査課ホームページ（分野別施策〔食品添加物〕）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/food_additives

※ 連絡先：消費者庁食品衛生基準審査課添加物係
電子メール g.kijunfap@caa.go.jp